告示

○経済産業省告示第二百五十号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第十七号、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第二十四号、特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第十三条並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第五十三条第二号ヰ及び第五十四条第二号チ(6)の規定に基づき、高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和五十六年通商産業省告示第五百十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十一月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（設計地震動）

第三条　第一設計地震動の計算方法は、次の各号の規定に定めるところによる。

一　［略］

β_2　地域に基づく係数であつて、次の表の上欄に掲げる地域区分に応じ、同表の下欄に掲げる値

地域区分		β_2	
		レベル一地震動	レベル二地震動
特A	［略］	一・〇	一・〇
山梨県	［略］		
	甲府市、富士吉田市、甲州市、都留市、山梨市（旧山梨市及び旧東山梨郡牧丘町の区域に限る。）、大月市、韮崎市、笛吹市（旧東山梨郡春日居町及び旧東八代郡の区域に限る。）、中央市、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、甲斐市（旧北巨摩郡双葉町の区域に限る。）、南アルプス市、北杜市（旧北巨摩郡明野村、旧同郡白州町及び旧同郡武川村の区域に限る。）、南都留郡及び上野原市（旧北都留郡上野原町の区域に限る。）		
長野県			
	飯田市（旧飯田市及び旧下伊那郡鼎町、旧同郡上郷町及び旧同郡南信濃村の区域に限る。）、伊那市（旧伊那市の区域に限る。）、駒ヶ根市、上伊那郡（飯島町、中川村及び宮田村の区域に限る。）及び下伊那郡（松川町、高		

改正前

（設計地震動）

第三条　第一設計地震動の計算方法は、次の各号の規定に定めるところによる。

一　［略］

β_2　地域に基づく係数であつて、次の表の上欄に掲げる地域区分に応じ、同表の下欄に掲げる値

地域区分		β_2	
		レベル一地震動	レベル二地震動
特A	［略］	一・〇	一・〇
山梨県	［略］		
	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡（春日居町、牧丘町、勝沼町及び大和村の区域に限る。）、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡（双葉町、明野村、白州町及び武川村の区域に限る。）、南都留郡及び北都留郡（上野原町の区域に限る。）		
長野県			
	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡（飯島町、中川村及び宮田村の区域に限る。）及び下伊那郡（鼎町、松川町、高森町、阿南町、上郷町、阿智村、下条村、天竜村、泰阜村、喬木村、豊丘村及び南信濃村の区域に限る。）		